

平成19年度のモニタリング検査実施状況(表2)をみると、約79,000件の計画に対し、81,519件(実施率:約103%)を実施し、このうち225件を法違反として、回収等の措置を講じた。

このモニタリング検査等で法違反が発見された場合の対応としては、必要に応じて同検査率を強化し(表3)、残留農薬及び残留動物用医薬品で同一国の食品について複数回の法違反が発見された場合等、法違反の蓋然性が高いと見込まれる食品等については、輸入の都度検査を実施する検査命令(表4)の対象としたほか、アフラトキシンやリステリア菌が検出された食品は直ちに検査命令(表5)の対象として検査強化を図った。



農産物の残留農薬検査(抽出)

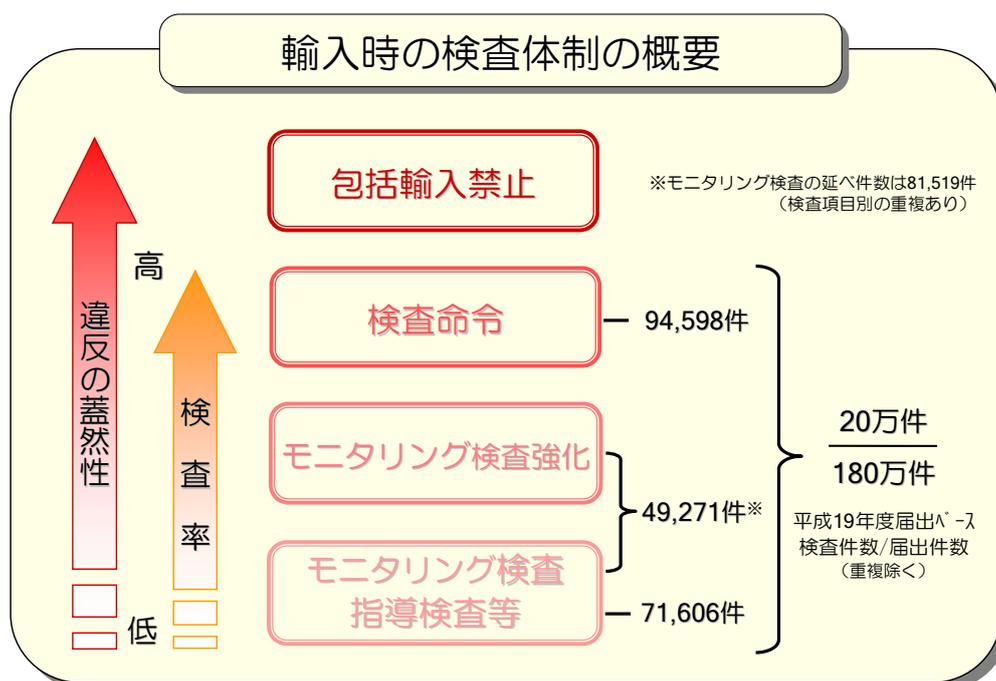
### (3) 法第26条に基づく検査命令

食品衛生上の危害の発生防止のため、法違反の蓋然性の高い輸入食品等については、対象国・地域、対象食品等及び検査の項目等を定め、法第26条の規定に基づく検査命令を実施した。

平成20年3月31日現在で、全輸出国対象の15品目及び32カ国・1地域対象の198品目を検査命令の対象としており、平成19年度の検査命令の実績(表6)をみると、94,598件の検査命令を実施し、このうち486件を法違反として、積み戻し又は廃棄の措置を講じた。



高速液体クロマトグラフ質量分析計による分析



#### (4) 違反状況

モニタリング検査 81,519 件、検査命令 94,598 件を含め、違反事例を条文別(表 7) にみると、食品の微生物規格、残留農薬の基準、添加物の使用基準等の規格基準に係る法第 11 条違反の 839 件 (69.2% : 違反延べ数 (1,212 件) に対する割合) が最も多く、次いでアフラトキシン等の有害・有毒物質の付着等に係る法第 6 条違反の 226 件 (18.6%)、指定外添加物の使用に係る法第 10 条違反の 70 件 (5.8%)、器具又は容器包装の規格に係る法第 18 条違反の 68 件 (5.6%) と続いている。

検査内容別の違反事例をみると、冷凍食品等の微生物規格に係る違反事例(表 8-①) 296 件 (24.4% : 違反延べ件数 (1,212 件) に対する割合) が最も多く、次いで、残留農薬に係る違反事例(表 8-②) が 265 件 (21.9%)、有害・有毒物質に係る違反事例(表 8-③) 194 件 (16.0%)、残留動物用医薬品に係る違反事例(表 8-④) 158 件 (13.0%)、指定外添加物の使用や使用基準違反等の添加物に係る違反事例(表 8-⑤) 160 件 (13.2%) の順となっている。

微生物規格に係る国別の違反事例(表 8-①) を国別にみると、中国が 109 件 (36.8% : 微生物規格に係る延べ違反件数 (296 件) に対する割合)、次いでタイ 66 件 (22.3%)、ベトナム 30 件 (10.1%) と続いている。これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、いずれの国も冷凍食品の微生物規格(一般生菌数、大腸菌群、大腸菌) 違反が上位を占めている。

残留農薬に係る違反事例(表 8-②) を国別にみると、中国が 87 件 (32.8% : 残留農薬に係る延べ違反件数 (265 件) に対する割合)、次いでエクアドル 59 件 (22.3%)、タイ 18 件 (6.8%) と続いている。これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、中国では、大粒落花生の BHC 及びアセトクロール、しょうがの BHC、ウーロン茶のトリアゾホス、エクアドルでは、カカオ豆の 2,4-D、タイでは、赤とうがらしのジフェノコナゾールなどの違反事例が上位を占めている。

有害・有毒物質に係る違反事例(表 8-③) を国別みると、米国が 64 件 (33.0% : カビ毒に係る延べ違反件数 (194 件) に対する割合)、次いで中国 56 件 (28.9%)、タイ 13 件 (6.7%) と続いている。これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、米国では、とうもろこしのアフラトキシンの付着、中国では、落花生のアフラトキシンの付着、タイでは、ハトムギのアフラトキシンの付着などの違反事例が上位を占めている。

残留動物用医薬品に係る違反事例(表 8-④) を国別みると、ベトナムが 100 件 (63.3% : 残留動物用医薬品に係る違反事例 (158 件) に対する割合)、次いで中国 40 件 (25.3%)、インドネシア 8 件 (5.1%) と続いている。これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、ベトナムでは、えびのクロラムフェニコール、中国では、うなぎのロイコマラカイトグリーン、インドネシアでは、えびのフラゾリドン (AOZ) などの違反事例が上位を占めている。

添加物に係る国別の違反事例(表8-⑤)を国別にみると、中国が49件(30.6% : 添加物に係る延べ違反件数(160件)に対する割合)、次いでフランス14件(8.8%)、ベルギー11件(6.9%)、と続いている。これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、中国では乾燥野菜での二酸化硫黄の残留基準超過や漬け物へのサイクラミン酸使用、フランスでは菓子へのパテントブルーVの使用、ベルギーではチョコレートへのポリソルベート使用などの違反事例が上位を占めている。

#### (5) 海外からの食品衛生問題発生情報等に基づく緊急対応

国立医薬品食品衛生研究所や内閣府食品安全委員会において収集している海外での食中毒の発生や違反食品の回収等の情報に基づき、平成19年度においては、スイス製グァーガムのダイオキシン類汚染、タイ産ベビーコーンの赤痢菌汚染、米国産とうもろこしへの未承認遺伝子組換えとうもろこし混入、イタリア産モッツァレラチーズのダイオキシン類汚染などの問題について、輸入時の監視体制の強化及び国内の流通状況の調査(表9)を行った。

また、平成20年1月に発生した食品による薬物中毒事案を受け、従前は技術的に困難であることから対象としていなかった加工食品の残留農薬検査について、2月末より技術的に可能となったものからモニタリング検査の対象を拡大し、年度中に計113検体について検査を実施した結果、違反は認められなかった。



加工食品の残留農薬検査(粉碎)

#### (6) 輸出国における衛生対策の推進

平成19年度においては、輸出国における衛生対策の推進として、検査命令やモニタリング検査強化対象となった食品について、輸出国政府に対し、当該食品の違反情報を提供するとともに、二国間協議等を通じて違反原因の究明や再発防止対策を講じるよう要請した。

また、残留農薬や牛海綿状脳症(以下「BSE」という。)の問題など、輸出国における生産段階での衛生対策の確認が必要な場合には、輸出国へ専門家を派遣し、当該輸出国の衛生対策の現地調査を行った(表10)。

このうち、米国産牛肉については、平成19年5月13日から5月28日にかけて、対日輸出認定28施設(新規認定予定1施設含む)について現地調査を行い、対日輸出プログラム遵守の検証を実施した。また、同年9月、米国農務省食品安全検査局(FSIS)が実施する対日輸出認定施設の抜き打ち査察に同行し、FSISによる査察内容について検証した。



イタリア食肉処理施設の査察

## (7) 法第 8 条及び第 17 条に基づく包括的輸入禁止規定

包括的輸入禁止措置については、「食品衛生法第 8 条第 1 項及び第 17 条第 1 項等に基づく特定食品等の販売、輸入等禁止処分 of 取扱い指針(ガイドライン)」(平成 14 年 9 月 6 日付け食発第 0906001 号別添)に基づき、直近 60 件の検査命令による違反率が一時的に 5%を超えた中国産大粒落花生 (BHC 及びアセトクロール) 及びしょうが (BHC) について、中国政府に対し、衛生管理状況を確認するとともに、改めて改善対策を要請した。この結果、平成 19 年度においては、当該措置の発動対象となる品目はなかった。

## (8) 輸入者への自主的な衛生管理の実施に係る指導

計画を踏まえ、輸入者に対し、当該輸入食品等の生産・製造者等から必要な資料を入手するなどにより、事前にその安全性を確認するとともに、我が国に初めて輸入しようとするものや同種の食品で違反事例のあるもの等については、事前に各検疫所に相談するよう説明会等により指導を行った。



窓口での届出指導

また、平成 19 年 7 月に開催された「輸入品の安全確保に関する緊急官民合同会議」を受け、各検疫所において輸入者を対象とした説明会を開催し、輸入する食品が輸出国において違法に製造等されたものではないこと、原材料や検査データ等が法に適合することなどについて、改めて確認を行うよう周知した。

平成 19 年次の検疫所の輸入食品相談指導室における輸入相談実績 (表 11) をみると、品目別に 22,038 件の輸入相談を実施し、このうち事前に法に適合しないことが判明した事例は 401 件であった。



検疫所における輸入者説明会

法に適合しない事例を条文別 (表 12) にみると、指定外添加物の使用に係る法第 10 条違反の 202 件 (50.4% : 違反延べ数 (520 件) に対する割合) が最も多く、次いで添加物の使用基準等の規格基準に係る法第 11 条違反の 183 件 (45.7%) と続いている。

また、国別にみると (表 13)、米国が 93 件 (23.2% : 違反実数 (401 件) に対する割合) と最も多く、次いで中国 36 件 (9.0%)、オーストラリア 32 件 (8.0%) と続いている。品目別にみると、いずれの国も健康食品、菓子などの食品等への指定外添加物の使用が上位を占めている。